

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント

ページ

目次

○平成十四年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(防災消防課)	九三
○北海道立道民活動センターの使用料の徴収事務の委託	(管財課)	九四
○北海道立北方四島交流センターの使用料の徴収事務の委託	(北方領土対策本部)	九四
○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出(二件)	(地域産業課)	九四
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	九六
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	九六
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	九七
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	九七
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	九七
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認	(水産経営課)	九八
○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	九八
○特定養殖業者の共済契約の申込み	(水産経営課)	九八
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(資源管理課)	九八
○生産事業者の登録	(森林整備課)	九九
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九九
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九九
○保安林の指定の解除の予定の一部改正	(治山課)	一〇〇
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(河川課)	一〇〇
○二級河川の指定	(河川課)	一〇〇
○二級河川の指定の一部改正(五件)	(河川課)	一〇〇
○二級河川の廃止	(河川課)	一〇一
○北海道立総合体育センターの使用料の徴収事務の委託	(スポーツ保健体育課)	一〇一
○北海道立北見体育センターの使用料の徴収事務の委託	(スポーツ保健体育課)	一〇一
○北海道苦情審査委員の活動状況報告	(道民相談センター)	一〇一
○北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の策定	(技術管理課)	一〇三

○二級河川望来川河川整備基本方針	(河川課)	一〇三
○二級河川田沢川河川整備基本方針	(河川課)	一〇三
○二級河川福島川河川整備基本方針	(河川課)	一〇三
○二級河川厚真川河川整備計画	(河川課)	一〇三

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一〇三
支庁公告		
○軽油引取税免税証の亡失の届出		一〇三
道野幌森林公園事務所告示		
○北海道百年記念塔前駐車場の使用料の徴収事務の委託		一〇四
道開拓記念館告示		
○北海道開拓の村及び北海道開拓の村前駐車場の使用料の徴収事務の委託		一〇四
道立農業大学校告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一〇四
道選挙管理委員会告示		
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正		一〇四
道函館方面公安委員会告示		
○個人演説会等の施設の指定の一部改正		一〇五
道警察本部告示		
○技能検定委員審査及び教習指導員審査の実施に関する告示		一〇六
○一般競争入札の実施に関する告示		一〇七
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一〇八

告示

北海道告示第666号
 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。
 平成14年4月12日

1 講習の実施地及び実施年月日
 (1) 第1回
 札幌市(平成14年6月17日、18日及び19日並びに同年8月28日及び29日)、恵庭市(平成14年6月6日)、函館市(平成14年5月29日及び30日)、檜山郡江差町(平成14年7月30日)、小樽市(平成14年6月10日及び11日)、虻田郡倶知安町(平成14年7月)

北海道知事 堀 達也

呼 び 掛 け

5日)、岩見沢市(平成14年6月13日及び14日)、旭川市(平成14年6月25日及び26日)、士別市(平成14年7月10日)、留萌市(平成14年7月12日)、稚内市(平成14年7月24日)、利尻郡利尻町(平成14年8月20日)、網走市(平成14年8月13日)、北見市(平成14年7月18日及び19日)、紋別市(平成14年8月22日)、室蘭市(平成14年6月26日、27日及び28日)、苫小牧市(平成14年5月31日並びに同年6月13日及び14日)、浦河郡浦河町(平成14年7月5日)、帯広市(平成14年8月1日及び2日)、釧路市(平成14年6月20日及び21日)、根室市(平成14年7月16日)、標津郡中標津町(平成14年7月18日)

(2) 第2回

札幌市(平成14年10月3日及び同年12月3日)、千歳市(平成14年11月21日)、函館市(平成14年11月19日)、小樽市(平成14年11月26日)、岩見沢市(平成14年10月10日)、滝川市(平成14年11月6日)、旭川市(平成14年11月29日)、北見市(平成14年11月14日)、室蘭市(平成14年11月7日及び8日)、苫小牧市(平成14年10月31日及び同年11月1日)、帯広市(平成14年11月13日)、釧路市(平成14年10月18日)

2 講習対象者

危険物取扱者免状の交付を受けて、消防法第11条第1項の許可に係る危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)において危険物の取扱作業に従事している者

なお、危険物施設において危険物の取扱作業に従事していない者であっても、危険物取扱者免状の交付を受けた者であれば、受講して差し支えない。

3 講習の種類別

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(1)に該当する危険物施設を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

4 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

5 受講手数料

4,700円(北海道収入証紙によること。)

6 受講申請書の受付期間

平成14年4月1日から各講習実施日の10日前まで

7 受講申請書の提出先

郵便番号 060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 札幌センタービル12F
社団法人北海道危険物安全協会連合会(電話番号 011-205-5088)

8 その他

受講申請書用紙は、北海道総務部総合防災対策室防災消防課、各支庁地域政策部地域政策課及び各消防本部(署)で配布する。

北海道告示第667号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立道民活動センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

1 受託者の名称 財団法人道民活動振興センター

2 所 在 地 札幌市中央区北2条7丁目1番地

北海道告示第668号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立北方四島交流センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

1 受託者の名称 根室市

2 所 在 地 根室市常盤町2丁目27番地

北海道告示第669号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年8月12日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)長沼町複合商業施設

報 国 日

夕張郡長沼町あかね1丁目59号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 中道リーエ株式会社 代表取締役社長 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

イ 川端金物株式会社 代表取締役 川端 昇子
厚岸郡厚岸町港町103番地2

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫
札幌市中央区北11条西19丁目36番35号

イ 川端金物株式会社 代表取締役 川端 昇子
厚岸郡厚岸町港町103番地2

ウ 株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹
札幌市東区北24条東20丁目1番24号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年11月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,632m²

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数
237台

イ 駐輪場の収容台数
88台

ウ 荷さばき施設の面積
1,118m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量
90.9m³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日
平成14年3月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道空知支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成14年4月12日(金)から8月12日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

(4) その他
縦覧については、長沼町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間
等については長沼町へ問い合わせること。

北海道告示第670号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年8月12日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着することができるとの届出がある。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ウエスタンショップピングセンター
旭川市永山12条3丁目122番59

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 ふじ
代表取締役 六車 亮
旭川市流通団地1条1丁目33番地の1

呼 び 掛 け

公 益 興 業 法

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 ふじ
代表取締役 六車 亮

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

旭川市流通団地1条1丁目33番地の1
平成14年12月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,424㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 164台

イ 駐輪場の収容台数 65台

ウ 荷さばき施設の面積 409㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 116㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後9時50分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

12か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年4月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

旭川市商工観光部商業課

(2) 縦覧期間

平成14年4月12日(金)から8月12日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで。ただし、旭川市は午前8時15分から午後5時15分まで

北海道告示第671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、占冠村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

就任の別	就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住
就任	平成14. 3. 28	理事	安田 吉吉	勇払郡占冠村字中央
同	同	同	伊藤 清七	字双珠別
同	同	同	鈴木 雅士	字中央
同	同	同	杉原 源一	字中央
同	同	同	小峰 義雄	字中央
同	同	同	島崎 恒男	字双珠別
同	同	同	原 淳二	字中央
同	同	同	熊崎 正	字双珠別
同	同	同	菅原 知裕	字中央
同	同	同	植田 淳二	字双珠別
退任	14. 3. 27	理事	杉原 源一	字中央
同	同	同	島崎 恒男	字双珠別
同	同	同	伊藤 清七	字双珠別
同	同	同	鈴木 雅士	字中央
同	同	同	菅原 正	字中央
同	同	同	熊崎 正	字双珠別

北海道告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成14年4月16日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也
地区名 事業の種類 縦覧場所

西 山	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道上川支庁
鷹 栖 東	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ、農業用排水、農道)	同
東 学 田	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
西 学 田	土地改良総合整備 [担い手育成型] (暗きよ、農業用排水)	同
西多寄第1	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、区画整理)	同
つ く も 南	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ、農地保全、農業用排水)	同
和 寒	土地改良総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きよ、客土)	同
学 田	土地改良総合整備 [省力化型] (用水施設)	同
北 扇 山	同	同
第 2 境 野	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農道、暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
第2留辺蘂	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)	同
三 区	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、農道、区画整理、農用地造成、暗きよ、土層改良)	同
津 別 南 部	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農道、暗きよ、区画整理、土層改良)	同
第 2 勝 山	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)	同
留 辺 蘂	中山間地域総合整備 (暗きよ、客土、農用地改良保全)	同

北海道告示第673号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成14年4月16日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年4月12日

地 区 名	事 業 の 種 類	掘 達 也 所
住 川	一般農道整備 (過疎基幹)	北海道檜山支庁
面 白 内	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、客土、区画整理)	北海道空知支庁

納 内 東	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、農道、区画整理)	同
納 内 西	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、農道、区画整理)	同
奈 井 江 北	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、農道)	同
江部乙西12	ため池等整備 [用排水施設整備]	同
晩 生 内	中山間地域総合整備 (農業用排水、ほ場整備、暗きよ、客土)	同
新 中 島	一般農道整備 (過疎基幹)	同
新 洪 毛 牛	高生産性大区画ほ場整備 [低コスト化水田農業大区画]	北海道上川支庁
忠 崇 高 台 上	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
北 落 合 富	農地保全整備 (整地、暗きよ)	同
八 富	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、土層改良)	同
蘆 郷	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理、農地保全)	同
堰 上	ため池等整備 [用排水施設整備]	同
日 出	基幹水利施設補修	同
第 7	新生産調整推進排水対策特別 (農業用排水)	同
中 頓 別	中山間地域総合整備 (農業用排水、農道)	北海道宗谷支庁
鬼 志 別	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農業用排水、農道)	同
末 広	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農道、土層改良、暗きよ、区画整理、農業用排水)	北海道網走支庁

北海道告示第674号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年3月29日、赤井川村の行う土地改良 (落合地区維持管理) 事業の施行に同意した。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第675号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第8条第1

項の規定により、土別市の行う土地改良（兼内中央地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年4月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第676号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定について、同条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

こんぶをとる漁業
加入区 本 町
厚 賀

北海道告示第677号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

区 域 区 分
島 牧 第 2 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業
泊 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業
根室湾中部 中型さんま棒受網漁業
根室湾中部 秋さけ定置漁業
頓 別 ほたて貝けた網漁業
知 内 秋さけ定置漁業

北海道告示第678号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の8第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の申込みについて、同法第125条の8第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

ほたて貝養殖業 沙留

北海道告示第679号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

船舶用燃料及び潤滑油

ア A重油 JIS 1種2号

1ℓ当たりの単価

イ 軽油 JIS 2号

1ℓ当たりの単価

ウ 潤滑油

(ア) シェルリムラFB30又は同等品

1ℓ当たりの単価

(イ) シェルリムラFB40又は同等品

1ℓ当たりの単価

(ウ) シェルロテラSX40又は同等品

1ℓ当たりの単価

(2) 数量

調達予定数量

ア A重油 JIS 1種2号

1,442,000ℓ

イ 軽油 JIS 2号

957,200ℓ

ウ 潤滑油

(ア) シェルリムラFB30又は同等品

20,800ℓ

(イ) シェルリムラFB40又は同等品

8,200ℓ

(ウ) シェルロテラSX40又は同等品

6,000ℓ

2 落札を決定した日

平成14年3月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 新北光石油株式会社

代表取締役社長 高濱 一義

(2) 住 所 札幌市中央区南4条東2丁目

4 落札金額

(1) A重油 JIS 1種2号

1ℓ当たりの単価 36.5円

(2) 軽油 JIS 2号

1ℓ当たりの単価 80.5円

(3) 潤滑油

ア シェルリムラFB30又は同等品

1ℓ当たりの単価 395円

- イ シェルロムラFB40又は同等品 1個当たりの単価 395円
- ウ シェルロテラSX40又は同等品 1個当たりの単価 395円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道告示第212号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道水産林務部資源管理課
 - (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 680 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成14年4月12日

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所及び所在地
4256	有限会社 リヨクハツ 勇払郡早来町大町134番地1	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	有限会社 リヨクハツ 勇払郡早来町大町

北海道告示第 681 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年4月12日

- 1(1) 解除予定保安林の所在 磯谷郡蘭越町字湯里6800の1（次の図に示す部分に限る。）
場所 北海道知事 堀 達 也
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
- た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在 網走郡東藻琴村字山園628の4、628の7、628の8
場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在 有珠郡壮瞥町字滝之町217の20、219の4
場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡大樹町字芽武263（次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 682 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年4月12日

- 1(1) 解除予定保安林の所在 赤平市幌岡町507の1（次の図に示す部分に限る。）
場所 北海道知事 堀 達 也
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解除の理由 林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在 磯谷郡蘭越町字湯里6800の1（次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

呼 び 出 し 順 号

(3) 解 除 の 理 由 道 路 用 地 と す る た め
〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び蘭越町役場に備え
置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第 683 号

農林水産大臣から、保安林の指定の解除に関する予定通知を変更する旨の通知があったの
で、昭和60年北海道告示第2071号（保安林の指定を解除の予定）の一部を次のように改正す
る。

平成14年 4 月12日

北海道知事 堀 達 也

1の項中「次の図」を「次の変更図」に改める。

〔「次の変更図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美幌市役所に備え
置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第 684 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面
埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年 4 月12日

北海道知事 堀 達 也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年 4 月12日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏 名 又 は 名 称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達 也

3 埋 立 区 域

(1) 位 置 域

(2) 区 域

紋別郡勇別町字登栄床地先の公有水面

次の 5 の地点から 8 の地点までを順次に結んだ線及びび5の
地点と8の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測
地系による測量の成果を使用）

登栄床海港根点No. 1（北緯44度11分04秒 東経143度44
分42秒）

5 の地点 基地点から方向角176度03分32秒の方向160.48mの地点

6 の地点 5 の地点から方向角176度53分01秒の方向29.06mの地点

7 の地点 6 の地点から方向角266度55分38秒の方向13.06mの地点

8 の地点 7 の地点から方向角56度53分01秒の方向29.06mの地点

5 の地点 8 の地点から方向角86度55分38秒の方向13.06mの地点
積 379.52m²
(3) 面 積
4 免 許 年 月 日 及 び 番 号 平成 5 年11月12日 河川第1503号
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名 湧別町

北海道告示第 685 号

河川法（昭和39年法律第167号）第 5 条第 1 項の規定により、次の河川を二級河川とし
て指定する。

平成14年 4 月12日

北海道知事 堀 達 也

水 系 名 河 川 名

上 流 端 下 流 端
留萌郡小平町字栄柴14番 2 地先のボツ
クヌカルバート下流端 小平薬川への合流点

小 平 薬 川 長 田 ノ 沢 川

天 野 川 古 川 檜 山 郡 上 ノ 国 町 字 大 留 96 番 5 地 先 の 農
道橋下流端 天野川への合流点

厚 沢 部 川 館 川

厚 沢 部 川 館 川 檜 山 郡 厚 沢 部 町 字 中 館 362 番 地 先 の 上
流端を示す標柱 厚沢部川への合流点

太 檜 川 濁 川

太 檜 川 濁 川 瀬 湖 郡 北 檜 山 町 字 若 松 1415 番 地 先 の 上
流端を示す標柱 太檜川への合流点

青 苗 川 コサビヤチ川

青 苗 川 コサビヤチ川 奥 尻 郡 奥 尻 町 字 富 里 2 0 番 1 地 先 の 道
道橋下流端 青苗川への合流点

北海道告示第 686 号

昭和53年北海道告示第2266号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年 4 月12日

北海道知事 堀 達 也

厚沢部川水系須賀川の項を次のように改める。

水 系 名 河 川 名

上 流 端 下 流 端
檜 山 郡 厚 沢 部 町 字 須 賀 1 番 1 地 先 の 上
流端を示す標柱 厚沢部川への合流点

厚 沢 部 川 須 賀 川

厚 沢 部 川 須 賀 川 檜 山 郡 厚 沢 部 町 字 須 賀 1 番 1 地 先 の 上
流端を示す標柱 厚沢部川への合流点

北海道告示第 687 号

昭和54年北海道告示第2814号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

解 説 公 報 北

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

大樽川水系上若松川の頂を次のように改める。

水 系 名 河 川 名 区 流 端 下 流 端 間

大 樽 川 上 若 松 川 瀬 棚 郡 北 樽 山 町 字 若 松 706 番 1 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱 大 樽 川 へ の 合 流 点

北海道告示第 688 号

昭和55年北海道告示第1953号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

厚沢部川水系小鶴川の頂を次のように改める。

水 系 名 河 川 名 区 流 端 下 流 端 間

厚 沢 部 川 小 鶴 川 檜 山 郡 厚 沢 部 町 字 相 生 144 番 5 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱 鶴 川 へ の 合 流 点

北海道告示第 689 号

平成元年北海道告示第613号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

厚沢部川水系泥川の頂を次のように改める。

水 系 名 河 川 名 区 流 端 下 流 端 間

厚 沢 部 川 泥 川 檜 山 郡 厚 沢 部 町 字 中 館 35 番 1 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱 厚 沢 部 川 へ の 合 流 点

北海道告示第 690 号

平成9年北海道告示第702号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

松倉川水系湯の沢川の頂を次のように改める。

水 系 名 河 川 名 区 流 端 下 流 端 間

松 倉 川 湯 の 沢 川 函 館 市 滝 沢 町 60 番 2 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱 湯 の 川 へ の 合 流 点

北海道告示第 691 号

次の平成7年北海道告示第550号（二級河川の指定）を廃止する。

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

水 系 名 河 川 名 区 流 端 下 流 端 間

ワ サ ビ ヤ チ 川 ワ サ ビ ヤ チ 川 奥 尻 郡 奥 尻 町 字 富 里 20 番 1 地 先 の 道 道 橋 下 流 端

北海道告示第 692 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立総合体育センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人北海道体育協会
- 2 所 在 地 札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号

北海道告示第 693 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立北見体育センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。
平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人北見市体育協会
- 2 所 在 地 北見市東陵町27番地

公 報

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成14年1月1日から3月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成十四年4月12日

北海道知事 堀 達 也

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては12件となり、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況

(単位：件、人)

対 象 機 関 事	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 務 部	9	8	1
総 務 部	1	1	0
総 合 企 画 部	1	0	1
環 境 生 活 部	1	1	0
保 健 福 祉 部	3	3	0
経 済 政 策 部	0	0	0
農 政 部	1	1	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	2	2	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	9	8	1
道 の 機 関 以 外	3	3	0
合 計	12	11	1

(注)知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	審査請求事業の対応について
総 合 企 画 部	1	実施結果通知について
環 境 生 活 部	1	消費生活の相談対応について
保 健 福 祉 部	3	源泉に関する問い合わせに対する回答について 職員の対応について 施設に対する道職員の対応について
農 政 部	1	任用期間について
建 設 部	2	不動産業者の指導について 河川管理の責任について
道 の 機 関 外	3	動物施設の飼育環境について 土地の価格について 道路のロードヒーティングと除雪について
合 計	12	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	4
審 査 を し な い 事 案	3
審 査 を 行 っ て い る 事 案	5
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
制 度 の 対 象 外 と な っ た 事 案	3
内 容 を 検 討 し て い る 事 案	0
合 計	15

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての3件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表 4 審査の結果

区	分	件数
	申立ての趣旨に沿ったもの	0
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	2
	道の機関の行為に不備がないもの	2
	合 計	4

4 勧告及び意見表明の状況
勧告及び意見表明したものはなかった。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第4条第1項の規定により、北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めたので、同条第2項の規定により次の同指針を公表する。

〔次の同指針〕は、省略し、その指針を北海道建設部建設管理室技術管理課及び各支庁建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川田沢川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

〔「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び函館土木現業所並びに江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川望来川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

〔「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び札幌土木現業所並びに厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川福島川に係る河川

整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

〔「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び函館土木現業所並びに福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川厚真川水系の河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

〔「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び室蘭土木現業所並びに厚真町役場に備えて縦覧に供する。）

平成14年4月12日

北海道知事 堀 達 也

取 付 取 扱

北海道胆振支庁告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年4月12日

北海道胆振支庁長 小林 照 和

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡厚真町字上厚真10番49号 ほか6筆（第1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡厚真町京町120 厚真町長 藤原 正幸

3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月6日 胆建指第13-9号

取 付 取 扱

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成13年12月3日以降無効とした。

平成14年4月12日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

免 許 証 の 種 類	記 号 及 び 番 号	枚 数	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 所 在 地 及 び 名 称	免 税 証 交 付 支 庁 名

第1356号

10月号券	C1199980	1	H13.11.30 1 H14.3.31	恵庭市相生110 ホクレン相生給油所	北海道 石狩支庁
-------	----------	---	----------------------------	-----------------------	-------------

幌幌森林公園事務所告示

北海道野幌森林公園事務所告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道百年記念塔前駐車場の平成14年4月2日から平成14年11月4日までにおける使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成14年4月12日

- 北海道野幌森林公園事務所長 赤 沼 利 和
- 1 受託者の名称 社団法人北海道開拓記念館・開拓の村文化振興会
 - 2 所 在 地 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目3番1

北海道開拓記念館告示

北海道開拓記念館告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道開拓の村及び北海道開拓の村駐車場の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成14年4月12日

- 北海道開拓記念館長事務代理者 杉 本 哲 夫
- 北海道開拓記念館副館長
- 1 受託者の名称 財団法人北海道開拓の村
 - 2 所 在 地 札幌市厚別区厚別町小野幌50番地1

道立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月12日

- 北海道立農業大学校長 安 東 正 史
- 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）
農業機械 1式

- (2) 落札を決定した日
平成14年4月1日（月）
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 栗林リーヌ株式会社
イ 住 所 北海道室蘭市入江町1番地19
- (4) 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
月額 789,500円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道立農業大学校告示第2号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課
イ 所在地 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
- 2(1) 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）
パーソナルコンピューター等 1式
- (2) 落札を決定した日
平成14年4月1日（月）
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (4) 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
月額 830,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道立農業大学校告示第3号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課
イ 所在地 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1

札幌市選挙管理委員会告示第44号

北海道選挙管理委員会告示第44号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「同 かち病院	と 同	西18条南4丁目15番10号	平13.12.19	を
「同 おそら病院	あ 同	西18条南4丁目15番10号	平13.12.19	に、
「特別養護老人ホーム 幸楽園	虻田郡虻田町字入江257		57.12. 8	
養護老人ホーム幸生園	同		同	を
大滝温泉八ヶツ	有珠郡大滝村字本郷86番地1		62. 4. 6」	
「特別養護老人ホーム 幸楽園	虻田郡虻田町字清水434番地		57.12. 8	
養護老人ホーム幸生園	同		同	に改める。
ケアハウスふるりの丘	同		平14. 4. 4	
大滝温泉八ヶツ	有珠郡大滝村字本郷86番地1		62. 4. 6」	

北海道選挙管理委員会告示第45号

平成 8 年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「同	同	山部町 1714番地	山部福祉セ ンター	同	297	270	を
平 8. 5.14	登別市カルルス 町27番地1		カルルス婦 人研修の家 育長	登別市教 育長	58	50	」
「同	同	山部町 1714番地	山部福祉セ ンター	同	297	270	
平14. 3.25	同	朝日町 11番13号	朝日会館	同	116	80	
同	同	東町18 番27号	東春地区コ ミュニティ センター	同	161	110	

同 同 北の峰
町8番1号

北の峰コ
ミュニティ
センター

同 同 字島の
島の下会館

同 同 字中五
育良会館

同 同 字山部
山部西地区
コミュニティ
イセセンター

同 同 栄町6
栄町コミュ
ニティイセ
ンター

同 同 未広町
未広コミュ
ニティイセ
ンター

同 同 南町3
南コミュ
ニティイセ
ンター

同 同 瑞穂町
瑞穂コミュ
ニティイセ
ンター

同 同 字山部
山部南地区
コミュニティ
イセセンター

同 同 登別市カルルス
町27番地1

同 同 字上ノ国93番地
の3

同 同 字中須田375番
地

呼 1356 報

平13.11.1	同 宇上ノ国274番地の7	上ノ国町高齢者能力活用センター	同	96	75	に改め、
平 8. 5.13	檜山郡厚沢部町字鶯469番地の1	鶯生活改善センター	厚沢部町長	92	100	」
「同	同 字仙鳳趾村36番地	仙鳳趾生活館集會室	同	96	80	を削り、
「同	同	同 集會室B	同	49	59	」
平 8. 5.15	厚岸郡厚岸町字港町109番地6	厚岸町生活改善センター一大研修室	厚岸町長	315	300	を
「同	同	同 集會室B	同	49	59	」
平14. 3. 2	同 字仙鳳趾村59番地	海鳴り仙鳳趾館大會議室	同	89	120	に改め
平 8. 5.15	厚岸郡厚岸町字港町109番地6	厚岸町生活改善センター一大研修室	厚岸町長	315	300	」

函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年4月12日

1 審査の種類、期日、時間及び場所
北海道函館方面公安委員会委員長 野 又 筆

(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）
- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の

種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

平成14年5月15日（水）

(イ) その他の者

平成14年7月3日（水）から同月5日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

(イ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

平成14年5月15日（水）

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成14年5月15日（水）

(イ) その他の者

平成14年6月13日（木）及び同月14日（金）の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 函館市石川町149番地の23

北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
ただし、1の2のアのイ並びに同イのイ及びウに係る審査は、次の場所で実施する。

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書

イ 住民票の写し（本籍を記載したもの）

ウ 履歴書（自筆のもの）

エ 運転免許証の写し

オ 運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）

カ 審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し

(2) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入

証紙で納付すること。

北 報

- (3) 受付期間
平成14年4月15日(月)から平成14年5月2日(木)までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。
- (4) 申請先 函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
電話 0138-46-2007(内線 313)

4 審査の方法等

- (1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

- (2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	

教習に関する知識	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
----------	----------------------------------	--

	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先に行うこと。

実 務 考 査 事 項

北海道警察本部告示第49号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成14年4月12日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
庁用兼捜査用車 1台

呼 び 取

警 査 公 報

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年7月5日
- (4) 納 入 場 所 北海道警察本部
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成14年4月26日 午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札
(1) 郵便による入札は、認めない。
(2) 電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

- 9 契約書作成の要否
 - 10 そ の 他
(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (5) この入札の執行は、公開する。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。
- 北海道警察本部告示第50号**
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年4月12日
北海道警察本部長 上原 美都男
- 1 自動車ガソリン等の落札者の決定
(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
ア 落札に係る物品等の名称
自動車ガソリン J I S 1号 1ℓ当たりの単価
自動車ガソリン J I S 2号 1ℓ当たりの単価
軽油 J I S 1号 1ℓ当たりの単価
ガソリンエンジン用オイル S J級マルチグレードタイプ 1ℓ当たりの単価
ディーゼルエンジン用オイル C F級マルチグレードタイプ 1ℓ当たりの単価
イ 数量(調達予定数量)

自動車ガソリン	JIS1号	21,000 ℓ
自動車ガソリン	JIS2号	1,082,000 ℓ
軽油	JIS1号	115,000 ℓ
ガソリンエンジン用オイル	SJ級マルチグレードタイプ	5,300 ℓ
ディーゼルエンジン用オイル	CF級マルチグレードタイプ	1,400 ℓ
(2) 落札者を決定した日 平成14年3月26日		
(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 新北光石油株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南4条東2丁目		
(4) 落札金額		
自動車ガソリン	JIS1号	1 ℓ 当たり 109円
自動車ガソリン	JIS2号	1 ℓ 当たり 97円
軽油	JIS1号	1 ℓ 当たり 77円
ガソリンエンジン用オイル	SJ級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり 1,100円
ディーゼルエンジン用オイル	CF級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり 700円
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
(6) 一般競争入札の公告 平成14年2月5日付け北海道警察本部告示第13号		
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目		
2 航空タービン燃料油の落札者の決定		
(1) 落札に係る物品等の名称及び数量		
ア 落札に係る物品等の名称		
航空タービン燃料油	JIS3号	1 ℓ 当たりの単価
イ 数量 (調達予定数量)		
航空タービン燃料油	JIS3号	504,000 ℓ
(2) 落札を決定した日 平成14年3月26日		
(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 石油株式会社 イ 住 所 札幌市豊平区豊平1条2丁目2番1号		
(4) 落札金額		

航空タービン燃料油	JIS3号	1 ℓ 当たり 65円
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
(6) 一般競争入札の公告 平成14年2月5日付け北海道警察本部告示第14号		
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目		

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課